

第 1 回魚病対策促進協議会 ワーキンググループ資料

第1回魚病対策促進協議会の資料

-魚病に詳しい獣医師のリストの作成-

適用外使用による魚病対策の迅速化のため、実態調査を踏まえ、魚病に詳しい獣医師のリスト化及び当該リストの各都道府県の水産試験場への共有等を通じて、各都道府県の水産試験場の魚類防疫員が、緊急時に獣医師の診療を必要とする際に速やかに獣医師と連絡を取れるようにするなど、獣医師が魚類の診断を迅速に実施できる体制を構築する。

(「規制改革実施計画」実施項目 c)

【養殖業者に対する実態調査の結果概要】

- これまで獣医師に診療を依頼したことがある養殖業者は約 1 割。
- 依頼した獣医師の所属は製薬会社、飼料会社等が 7 割、自社等や小動物の獣医師が約 1 割、その他家畜保健衛生所等に存在。
- 獣医師に診療を依頼しない理由として、水産試験場に相談（78件）、対応できる獣医が近くにいない（60件）などと回答。

○ 魚病に詳しい獣医師のリスト作成の進め方（案）

魚病に詳しい獣医師のリストの作成・公表に当たっては、まず、実態調査で明らかとなった魚病に詳しい獣医師の所属先を対象に、現状を調査し、その結果を踏まえて、次回の協議会で適切な個人情報の取扱い方針やリストに掲載する獣医師の活用方法についてご意見をいただき、取りまとめることとしたい。



第 1 回魚病対策促進協議会において、ワーキンググループで、獣医師リストの共有と活用、リスト獣医師と水産試験場との連携について協議することとされた。

本日意見をいただきたいこと

1. 獣医師リストの作成について
 - (1) リスト獣医師の掲載条件
 - (2) リストの内容
 - (3) 獣医師リストの共有と活用方法
2. リスト獣医師と水産試験場との連携について

【魚病対策促進協議会での主なご意見】

○獣医師リストの作成とその活用について

- ・「魚病に詳しい獣医師」は何をもって魚病に詳しいとするか。
- ・魚病に詳しい獣医師リストにあげるべきはやはり経験者。
- ・リスト化にあたり、診断レベル、細菌分離と薬剤感受性試験の実施の可否、投薬法の指導についての可否について、レベルのものにしてほしい。

○獣医師と水産試験場（魚類防疫員）との連携について

- ・獣医師と魚類防疫員にできることには違いがあり、両者の連携が重要
- ・公衆衛生学を学び、食品の安全性や畜産物を含めたワンヘルスまでカバーできる獣医師と魚病に詳しい水産試験場職員とが協力していくべき。
- ・水産試験場として、獣医師リストを養殖業者に提供するためには、適用外使用時の出荷制限期間設定に関するデータについて両方で共有することが必要。

○適用外使用について

- ・残留データ等、出荷制限期間の設定に関する根拠が無いのに、獣医師であっても適用外使用はできないのではないかな。
- ・適用外使用を行う際は、食の安全や担保のためにも、水産用医薬品に限ることを明記してほしい。
- ・適用外使用のための残留期間に関する吸収や排泄のデータ収集について、国の協力も必要。

○獣医師の量的拡充について

- ・魚病診断を行える獣医師は多くて100人程度であると予想されるが、魚病に関する再教育により現場に対応できる獣医師を増やせるのではないかな。
- ・魚類防疫士の資格について民間へも開放されたことから、獣医師にも利用してもらえばよい。
- ・リスト獣医師に即戦力を期待しない。リストを作り、魚病に詳しい獣医師を育てていけばよい。

【今後養殖業者が獣医師に依頼したい業務】

- ①魚病診断（174件） ②魚病への対応策（175件） ③魚病の予防策（169件） ④適応症以外の病気への投薬（52件）
- ⑤使用基準外の投薬（51件） ⑥飼料や衛生管理を相談（42件）
- ⑦経営に関する相談（11件）

養殖業者に対する実態調査（本年5月～8月）

＊アンケートの回答は752件。当該アンケート項目は複数回答可。



養殖業者が獣医師に要望する業務内容は、水産試験場が行っている魚病診断・予防等に加え、獣医師しかできない適応外使用、さらには飼料や衛生管理に関する相談等多岐にわたることが判明

【養殖魚を診察している獣医師の実態調査】

【調査方法】

魚病対策促進協議会において、獣医師リスト作成に当たっては、実態調査で明らかとなった獣医師を対象に調査を実施することとされたことから、当該獣医師を対象としてアンケート調査を実施（10月～12月）
養殖業者に対する実態調査で獣医師に依頼したことがあると回答した養殖業者87名から聞き取りを行ったところ、39名の養殖業者から獣医師の紹介があった。重複している獣医師がいたことから、結果として、20名の獣医師が判明し、そのうち17名からアンケートの回答を得た。

【アンケートの主な項目】

- 水産動物診療の業務歴
- 診療対象としている主な動物種
- 診療対象としている主な魚種
- 年間の診療件数
- 養殖業者から依頼を受けている業務内容
- 水産動物の診療で行っている検査方法

【実態調査の結果】

(括弧内は回答があった獣医師のうち、該当獣医師の人数)

○ 養殖業者から依頼を受けている業務内容

①魚病診断依頼(12)、②衛生管理に関する相談(10)、③ワクチンの接種依頼(10)、④発生した疾病に対する対策の相談・依頼(9)

○ 疾病予防・治療のために行っている業務内容

①ワクチン接種(11)、②抗菌剤の処方・指導(11)、③一般薬の処方・指導(10)、④適用外使用の処方・指導(8)、⑤抗菌剤使用指導書の交付(8)

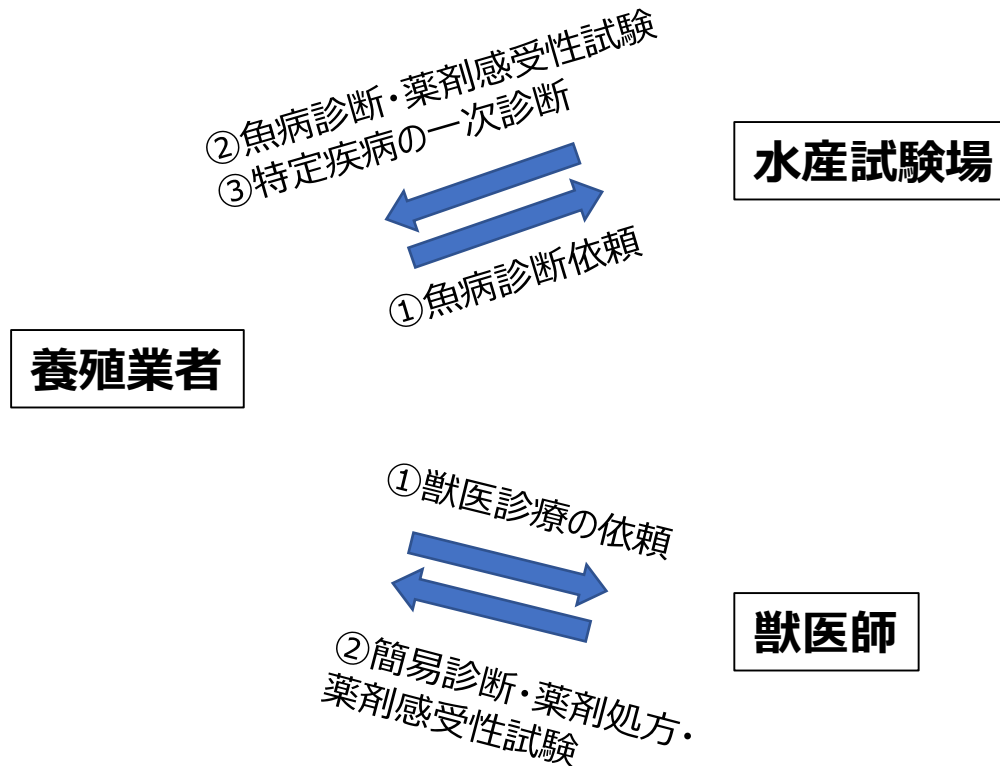
○ 水産動物の診療で行っている各検査法

①寄生虫の顕微鏡観察(13)、②塗抹やスタンプ標本を用いた簡易診断(12)、③細菌分離(9)、④薬剤感受性試験(9)、その他PCR等精密検査(5)

○ 適用外使用の場合の出荷制限期間の設定方法（任意記載）

①浜本（2013）に記載された計算方法に基づく日数に50～60日以上を加算、②簡易キットを用いて残留を確認、③HPLCを用いた残留検査の実施、④出荷まで1年以上ある稚魚期に限り使用等

【養殖業者、水産試験場職員、獣医師の関係（現状）】



- (注) 一部の都道府県においては、
- ・獣医師からの相談を受けている。
 - ・養殖業者からの依頼を受けた獣医師が、代理で水産試験場に検査依頼を行っている。

【水産試験場と獣医師との連携の例（現状）】

A県

- ・県内に獣医師の診療所があり、そこから定期的に来られる獣医師と情報交換を行っている。
- ・県内では、医薬品販売店が養殖業者の依頼を受けて魚病診断に必要な試料を搬入するケースが多い。この場合、養殖業者には、水産研究部長宛に試料の持ち込みを販売店に委任した旨の書類を提出してもらっている。

B県

- ・適用外使用を目的とし、残留期間に関する情報が無いか相談にくる獣医師はいる。
- ・養殖業者・薬品メーカー・飼料会社等を対象とした魚類防疫に関する講習会を水産試験場で年1回実施している。

C県

- ・種苗生産時における水産用マゾテンの残留性について水産試験場で検査し、通常使用する濃度の2倍のマゾテンが検出不可となる日数を決めた。この日数を出荷制限期間とし、獣医師が出荷制限指示書を作成することで、適用外使用を行っている。

1. 獣医師リストの作成について

(1) リスト獣医師の掲載条件 (案)

○調査の結果、実際に魚病の診療を行なっている獣医師は少数（今回17名）であり、一定の基準で選別すると更に減少し、各地域における養殖場の魚病診療へ対応が不十分となる。そのため、

①都道府県の魚類防疫員等と協力して養殖場の衛生管理を含めた魚病予防策および薬剤治療を行なうこと、

②魚病治療を行なう獣医師のリストへの掲載に了解することを事務局で確認できた者を掲載することとしてはどうか。

○魚病の診療のレベルについては、今後、研修や都道府県の水産試験場の情報提供等支援で向上を図ることとしてはどうか

(2) リストの内容（案）

獣医師リストに掲載する情報は、連絡するために必要な情報の他に、経過年数や実施可能な検査等について記載し、都道府県の水産試験場や養殖業者等の活用のめやすとしてはどうか。

項目例

氏名	所属	住所 連絡先	水産動物 診療歴	簡易診断	ワクチン 接種	．．．．．
			10年	○	○	

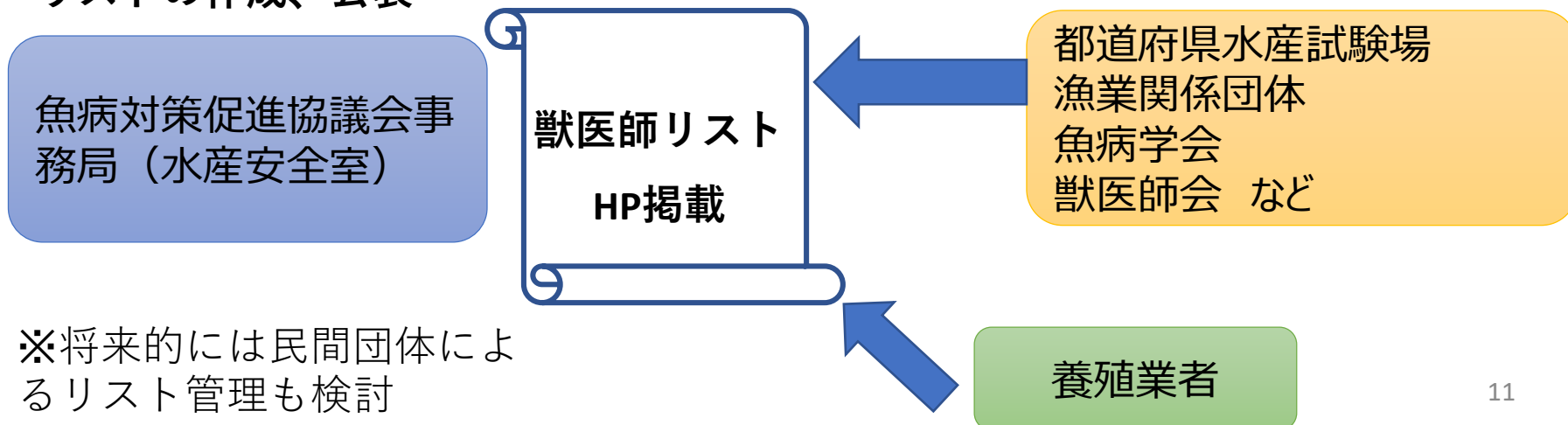
(3) 獣医師リストの共有と活用方法（案）

事務局で獣医師リストを作成し、ホームページへの掲載の他、養殖業関係雑誌等への掲載、都道府県、漁業協同組合、全海水、内水面漁業振興会等漁業関係団体、及び魚病学会、獣医師会等にお知らせする。

都道府県や養殖業者は、必要に応じてリストの獣医師に連絡を取り、対応を依頼等するとともに、自主的にあるいは求めに応じて魚病診断に必要な情報を提供することとしてはどうか。

また、魚病学会や獣医師会からも必要な情報の提供やリスト掲載獣医師候補への呼びかけをするよう働きかけてはどうか。

リストの作成、公表

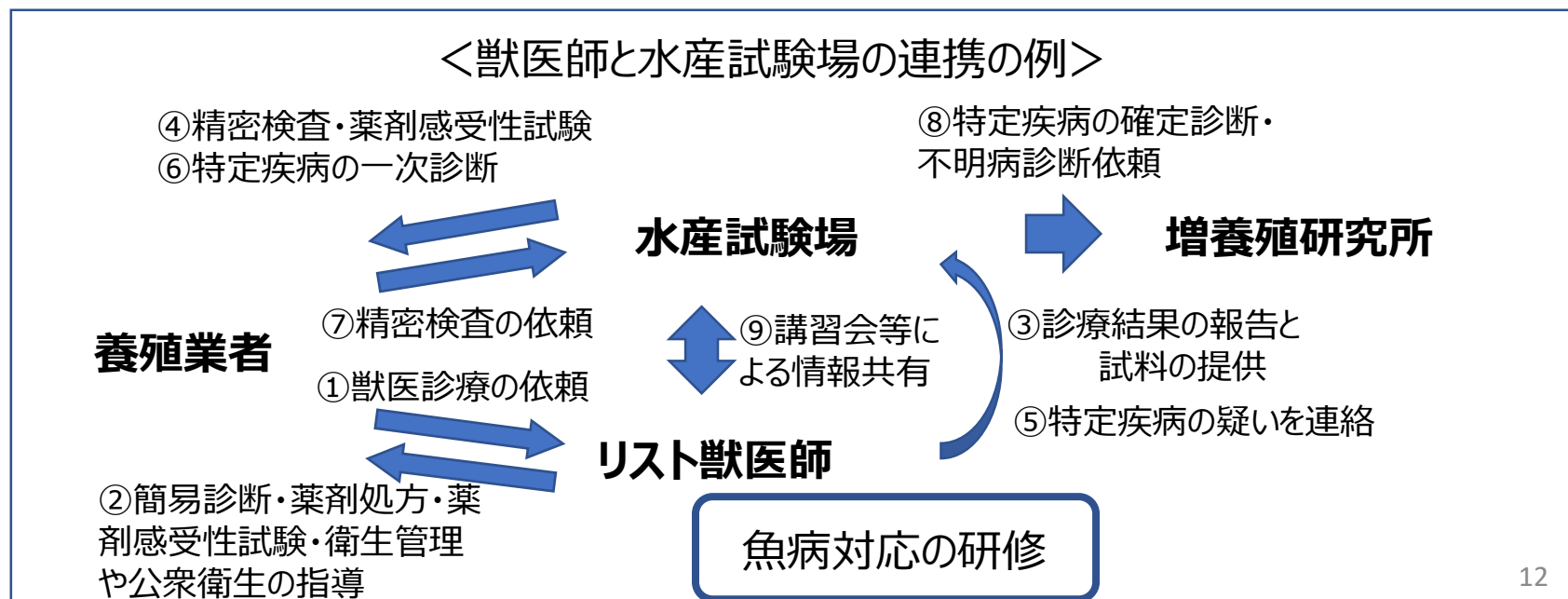


リスト獣医師と水産試験場との連携（案）

食の安全を確保しつつ迅速に魚病治療を行なうため、水産用医薬品の使用基準拡大を進めている。他方、使用基準の拡大には安全性や有効性の試験、審査等時間を要するため、適用外使用なども適切に行なっていく必要がある。また、養殖業者は魚病に詳しい獣医師があれば、適用外使用以外にも魚病への対応策や予防等への対応を望んでいる。

都道府県の水産試験場等は、養殖場の衛生管理や魚病対応に知見、経験を有しており、今後獣医師が養殖業の現場に関わっていく際に支援することができれば、魚病対策が迅速に進み、養殖業の成長に貢献すると想定されることから、獣医師と水産試験場との連携を進めていくこととする。

連携のツールとして、事務局で一定の要件のもとに獣医師のリストを作成し、都道府県等に共有、リスト掲載獣医師への研修等の情報提供を行なう。



今後の作業

1. 今回の実態調査で回答された獣医師にリスト掲載を依頼
2. リスト獣医師の更なる候補者を探す
(水族館、魚病研究に従事する大学、農林水産省ホームページでの公募など)
3. 獣医師リストの管理や情報発信を担う民間組織について検討